

救急車の要請について

2012年8月6日

発生場所	4号機 緊急時海水取水設備(EWS)設置工事現場 (放射線管理区域外)
発生日月	2012年8月5日
発生時の状況	9時17分頃、4号機緊急時海水取水設備(EWS) [※] 設置工事現場において、鉄筋の加工作業に従事していた協力会社従業員が、鉄筋の曲げ加工中に曲げ加工機と鉄筋の間に指を挟み、負傷しました。 そのため、救急車により負傷者を病院に搬送しました。 診察の後、裂傷部の縫合を実施し、帰宅しております。
お知らせ基準	「表 1-9 発電所敷地内に救急車の出動要請をしたとき。」に該当します。

※ 緊急時海水取水設備(EWS)とは、津波対策工事の一環として、敷地内に津波が浸入した場合においても海水冷却機能を維持するため、既設の海水冷却設備のバックアップとして新たに設置するものです。

以上